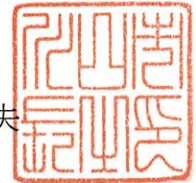


川教ス発第69号
令和5年3月7日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 榊原 秀忠 様
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫



財政援助団体等監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和4年3月28日執行の財政援助団体等（公益財団法人川口市スポーツ協会）監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

（指摘）

1 財産管理について（公益財団法人スポーツ協会）

基本財産等の管理・運用において、基本財産台帳及び特定資産台帳が作成されておらず、公益財団法人川口市スポーツ協会会計規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

令和4年6月1日に基本財産台帳及び特定資産台帳を作成した。

2 事業等の執行状況について（公益財団法人スポーツ協会）

指定管理業務等において、備品等の扱いが基本協定書に定められているとおりに行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

指定管理業務に係る物品については、耐用年数が3年以上かつ取得価額が1万円を超えるものについて、購入にあたり備品として川口市の承諾を受け、供用後速やかに川口市へ無償譲渡することとした。

